

廃棄物管理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 内部火災に関する記載の充実

- ・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で要求されている3つの措置（発生防止、感知及び消火、影響軽減）のいずれかを組合わせ、火災等による損傷の防止措置が講じられていること。また、収納管、通風管等の安全上重要な施設に対する火災影響等を評価し、その安全機能への影響がないことについて、記載を充実する。

2. ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の補強

- ・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒について、地震による倒壊によって隣接するガラス固化体貯蔵建屋内の安全上重要な施設に波及的影響を与えないよう基準地震動 S_s に対して十分な耐震性を有したものとする。

3. 工事計画及び事業計画の変更

- ・工事工程等を検討した結果、新規制基準に係る安全性向上工事の完了時期を変更する。これに合わせて資金計画を変更する。

以 上